

「仙台市復興推進協議会」の設置について

1 名 称

仙台市復興推進協議会

2 目 的

「仙台市震災復興計画」を推進するために必要な、さまざまな主体による復興関連プロジェクトを積極的に支援し、産学連携や企業間連携を強め、地域企業のビジネスチャンスの拡大や競争力の強化を目指し、本市の特性を活かした復興特区制度の活用について検討・協議するもの。

3 メンバー（五十音順・敬称略）

伊藤 房雄	東北大学大学院農学研究科教授
上仮屋 尚	宮城県震災復興・企画部理事兼次長
大川口 信一	七十七銀行地域振興部長
高橋 裕	仙台市経済局長
深井 勝美	日本政策投資銀行東北復興支援室長
福嶋 路	東北大学大学院経済学研究科准教授
間庭 洋	仙台商工会議所専務理事
柳井 雅也	東北学院大学教養学部教授
山田 文雄	仙台市震災復興本部長

4 第 1 回協議会予定

平成 24 年 2 月 9 日（木） 10:00～

仙台市役所 本庁舎 2 階 第 1 委員会室

<参考>

復興推進協議会（地域協議会）の制度概要（東日本大震災復興特別区域法第13条）

復興特別区域制度を活用する事業の多くは、地方公共団体をはじめ複数の主体が連携して行うものとなることから、復興の円滑かつ迅速な推進につながる取組を行うにあたって、意見の集約、合意形成等を行うことを目的として、復興推進協議会（地域協議会）を設けることができることとしている。

地域協議会の設置は任意であるが、以下の場合には設置が必要となる。

- ①復興推進計画の認定申請をしようとする地方公共団体が新たな規制の特例等に関する提案をする場合
- ②食料供給等施設の整備に係る農地法の特例を活用する場合
- ③小水力発電に係る河川法及び電気事業法の特例を活用する場合
- ④復興特区支援利子補給金の支給を受ける場合

また、地域協議会が組織された場合には、次のような事項について協議を行うこととなる。

- ア 復興推進計画の作成・変更
- イ 新たな規制の特例等の提案
- ウ 国と地方の協議会における協議への対応
- エ 復興推進計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関の間の調整 等